

## 非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(財団関係その6)

財団形態の法人制度のあり方について、これまでの議論を整理すると、次のとおりとなるのではないか。

## A案 (1) 設立は準則主義

## (2) 目的及び事業については、次の2案がある。

公序良俗に反しない限り、制限しない。

1 法人の活動によって得た利益(剰余金)を設立者に分配することを目的としてはならないこととするものの要否について、検討する。

2 目的を制限しない場合には、法定の存続期間を設けることの当否について、検討する。

公序良俗に反する場合に加え、一定の制限を設ける。

一定の制限の例として、次の指摘がある。

ア 「もっぱら私益を図る目的」は不可とする。

イ 「主として収益事業を行ってはならない」とする。

ウ 「公益目的(広い意味での公益(同窓会のための財団)を含む。)」でなければならない。

## (3) 設立時に一定規模以上の基本財産を備えなければならない。

## (4) 理事(3名以上)、評議員(3名以上)、監事(1名以上)を必置とする。

## (5) 寄附行為の変更に関する規律を置く。

法人の目的等の変更に一定の制限を設けることの当否について検討する。

## (6) 残余財産の帰属は、寄附行為で定める。

設立者(出捐者)に残余財産を帰属させることは妨げないこととしてよいか。それとも、一定の制限(例えば、設立者には、出捐額を超えて帰属させてはならないこととする。)を設けるべきか。

## (7) 株式会社と同様の解散命令(商法第58条)及び休眠法人の整理(商法第406条ノ3)に相当する制度を設ける。

## B案 (1) 設立は準則主義

## (2) 目的及び事業は、公益目的に限定したうえ、この規律を担保する仕組みを

設けることとする。

- 1 上記仕組みについては、有識者会議で検討中の公益性の判断主体のあり方を踏まえて、検討する。
- 2 公益には、「狭い意味での公益」と「広い意味での公益」(同窓会財団など)の2種類があるのではないか。

(3) 設立時に一定規模以上の基本財産を備えなければならない。

(4) 理事(3名以上)、評議員(3名以上)、監事(1名以上)を必置とする。

小規模な法人については、理事(1人以上)は必置とするが、評議員及び監事は任意とすべきではないかとの指摘がある。

(5) 寄附行為の変更に関する規律を置く。

寄附行為の変更は、上記(2) 1の公益性の判断主体の許可を得なければ、効力を生じないとする事の当否について、検討する。

(6) 残余財産の帰属に関する寄附行為の定めについて、規制を設ける。

設立者に残余財産を帰属させることはできないこととする。

(7) 株式会社と同様の解散命令(商法第58条)及び休眠法人の整理(商法第406条ノ3)に相当する制度のほかに、上記(2)に違反した場合には、当該法人を解散させる旨の規律を設ける。